

岩田合同法律事務所 ニュースレター  
2025年12月



弁護士 大槻 健一

岩田合同法律事務所は、故・岩田宙造弁護士が1902年に「岩田宙造法律事務所」を開設したことから始まる、本邦において最も歴史のある法律事務所の一つであり、120年有余の歴史を紡ぎ、絶えざる革新を目指しております。

この企画では、岩田宙造弁護士をはじめとする当事務所の諸先輩方が関わった裁判例の検証を通じて、私たちの訴訟弁護士としての伝統を再確認し、絶えざる研鑽へとつなげていきます。

## ■ 大判大正2年4月12日民録19輯224頁（明治45年（才）第201号）

第4回目となる今回は、差押えの競合と民法478条に基づく債権の準占有者に対する弁済<sup>1</sup>の関係について判断した大審院大正2年4月12日判決（大審院民事判決録19輯224頁）を取り上げる。

本判決は、債権に対する差押えやこれに基づく転付命令が競合した場合において、一部の差押債権者に対して行った第三債務者の弁済が民法478条に基づく債権の準占有者に対する弁済として有効となり、その限りにおいて他の差押債権者に対しても債務を免れるのかという論点について一定の判断を下している。

この点に関し、本判決は、民法481条1項によれば、「支払の差止めを受けた第三債務者が自己の債権者に弁済をしたときは、差押債権者は、その受けた損害の限度において更に弁済をすべ

<sup>1</sup> 現行民法478条の「受領権者としての外觀を有する者に対する弁済」に相当する。

き旨を第三債務者に請求することができる。」とあり、第三債務者が自己の債権者に弁済をしたときは、差押債権者に対してはその債権の消滅を主張することができないのであるから、債権の準占有者に対する弁済を行った場合であっても差押債権者に対してその債権の消滅を主張できないことを前提とした判断を下した（つまり、第三債務者による一部の差押債権者に対する弁済が民法478条に基づく準占有者弁済を構成するか否かにかかわらず、他の差押債権者との関係では民法481条1項に基づく支払義務を免れないと判断を示した）。

この判断は、執行実務において確立した解釈及び取扱いとなっており、結果、差押命令の送達を受けた第三債務者が任意に弁済を行おうとする場合には相当に重い二重払いのリスクを負担せざるを得ないこととなる。差押債権の特定は厳格になされるべきことが、執行実務上しばしば問題とされるが、この趣旨は、①第三債務者が、債権差押命令において差押債権として特定された債権について債務者や競合債権者等から二重払いを求められる危険があることに対する配慮と、②執行機関による形式的、画一的な執行の要請という2つの観点にあると解されている（東京高判平成24年4月25日判例タイムズ1379号247頁等参照）。

上記差押債権の特定の論点も含め、本判決は、その後の判例及び裁判例においても、繰り返し引用され、この判断を前提として新たな重要論点に対する判断が重ねられている（最判昭和40年11月19日民集19巻8号1986頁、東京高決平成23年3月31日金融法務事情1922号92頁等）。

本判決が下された大正2年（1913年）といえば、護憲運動が高まり桂太郎内閣が総辞職した「大正政変」が起きる一方、銀座のカフェや活動写真が賑わうようになり、宝塚唱歌隊も結成されるなどといった文化や生活が大きく変化していく過渡期であった。本判決は、令和の現代においてもなお存在感を發揮する珠玉の判例の一つといえよう。

#### 【岩田宙造プロフィール】



明治8年（1875年）、山口県生まれ。東京帝国大学を卒業後、政治家を志し、東京日々新聞（現在の毎日新聞）の記者になるが、養家の財政事情等のため政治家志望を断念し、弁護士の道へ進む。明治35年（1902年）、岩田宙造法律事務所を開設。その後、貴族院議員、司法大臣（現在の法務大臣）、日本弁護士連合会会長、学士会理事長など、政界、司法界、学界の各要職を歴任し、昭和41年（1966年）死去。

【執筆者】



大槻 健一 (弁護士)  
E-mail: [kokushi@iwatagodo.com](mailto:kokushi@iwatagodo.com)

上智大学法学部卒業、2006 年弁護士登録。  
金融取引及び不動産取引を多く扱うほか、公正取引委員会や中小企業庁対応をはじめとする独禁法／競争法分野の相談や調査実務対応を多数経験し、訴訟その他の係争対応も得意としている。

**岩田合同法律事務所**

1902 年(明治 35 年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことになります。我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約 120 名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階  
岩田合同法律事務所 広報 : [news@mail@iwatagodo.com](mailto:news@mail@iwatagodo.com)

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。  
また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。